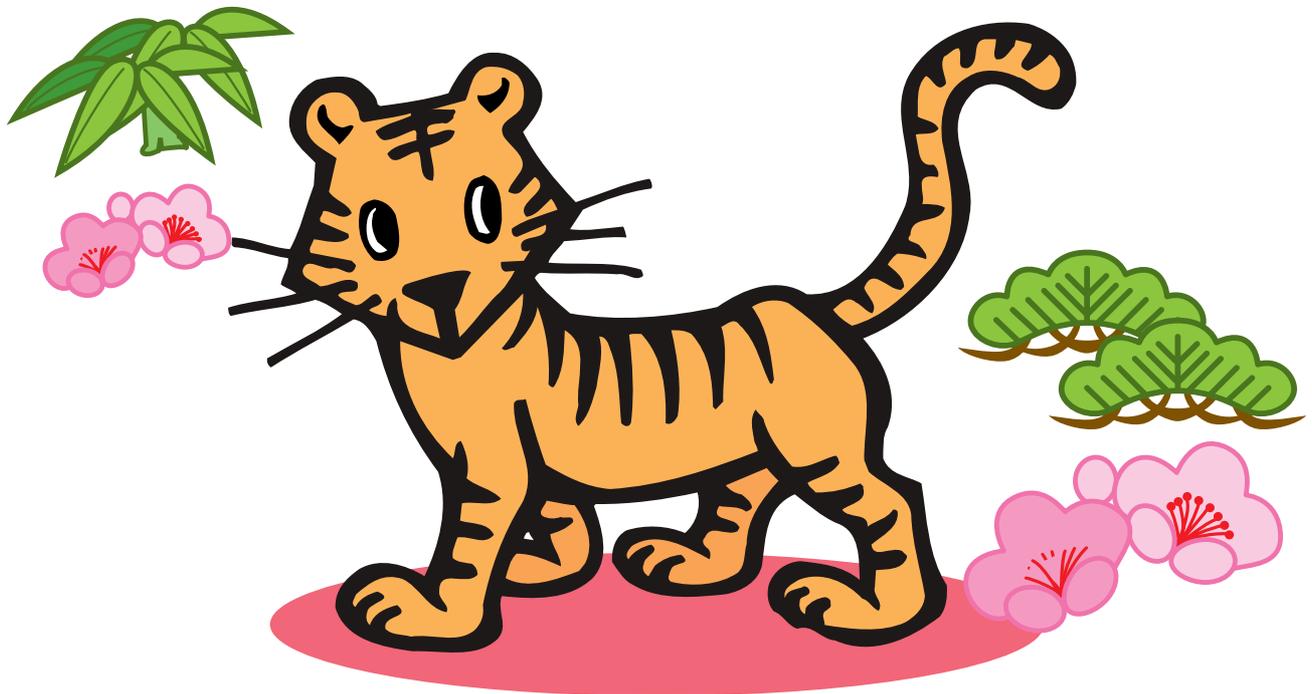


TAHARA

2010-1 No.149

商工会だより



1 月 号 紙 面 紹 介

- ・山田商工会長あいさつ P.1
- ・鈴木田原市長あいさつ
- ・商工会各支部恵比寿講開催 P.2
- ・女性部日帰り研修 P.3
- 女性部交通安全キャンペーン
- ・工業部会・商業部会合同視察研修会
- ・工業部会からお知らせ P.4
- ・ITなんでも相談会
- ・11～12月新規加入会員のご紹介
- ・改正労働基準法が施行されます P.5
- ・育児・休業法が改正されます
- ・確定申告はお早めに！ P.6
- ・お店紹介コーナー P.7

発行:田原市商工会 TEL 22-6666(代) FAX 23-0419
URL <http://www.tahara.or.jp/>
メールアドレス: tahara@tahara.or.jp

新年のご挨拶



田原市商工会長 山田俊郎

新年あけましておめでとうございます。

日頃は商工会事業に対する深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近の社会経済情勢を顧みますと、アメリカ経済の減退による輸出産業を中心とした不況、慢性的な原油高、政権交代、緩やかなデフレにより2010年は経済環境のさらなる悪化が想定されています。

さらに政権交代に伴い子供手当の支給・高速道路の無料化・農業施策などの政策が進み、我々中小零細企業においても大きな変革の年となると予想され、社会・経済の様相も、時代と消費者のニーズも大きく変化し続ける年となり、我々は柔軟で強靱な精神を持ち、新しい年・時代に的確に対応できる力を身につけるべく日々努力していかなければならないと考えております。このような時だからこそ、経営資源の見直しや、人材育成に力を注ぐと共に、顧客ニーズと満足度を再認識しつつ、目標をしっかりと掲げ、ヤル気とチャレンジ精神を持って、あらゆる環境変化に対応するために迅速な決断と実行をしていかなければなりません。

商工会は地域総合経済団体として、中小企業緊急相談窓口を設けての金融支援・労務・税務・情報など経営改善普及事業を中心に、地域の活力ある再生を果たすための地域活性化事業など小規模事業者への迅速で的確な支援体制でこの不況に立ち向かっていくことが使命であると考えます。頼りになる商工会として、会員の皆様へのサービスの充実をはかり、役職員一体となり最大限の努力をして参る所存であります。

最後に、会員の皆様方の今後益々のご繁栄とご健勝を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

田原市長 鈴木克幸



新年明けましておめでとうございます。

田原市商工会員の皆様には、輝かしい新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。平素は商工業の振興と発展のために多大なご尽力をいただくとともに、市政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、世界同時不況の影響を受け、国内の企業を取り巻く経営環境や雇用情勢等は非常に厳しいものがございました。本市におきましても、市内の企業の業績低迷から税収が大きく落ち込み、市政全般に与える影響も非常に大きなものがございました。こうした状況の中、本市といたしましては、地域経済の浮揚を目的としたプレミアム付き商品券の発行支援や借入資金に対する利子補給率の引き上げといった中小企業への支援を行ってまいりました。

今後も厳しい経済状況が続くと予想されておりますが、中小企業への支援を積極的に行い、皆様とともに活力あふれる地域づくりに取り組み、本市の将来都市像である「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現を目指してまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、新しい年が田原市商工会と会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちたすばらしい年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

商工会各支部の恵比寿講開催

西支部恵比寿講
11月19日(木曜日)
めっくんはうす

北支部恵比寿講
11月20日(金曜日)
浦区ふれあいセンター

東支部恵比寿講
11月21日(土曜日)
めっくんはうす

南支部恵比寿講
11月24日(火曜日)
大浜屋

中支部忘年会
11月27日(金曜日)
大谷屋旅館

恵比寿講とは商売の神様とされるえびす様をまつり商売繁盛と大漁・豊作などを祈願して毎年11月20日前後に行われる祭礼のことを言います。時期・方法はそれぞれの地方によって違います。



各支部で恵比寿講及び忘年会を開催致しました。えびす様をまつり会員様の商売繁盛とご健勝を祈念しての拝礼。その後懇親会が開催され各支部でジャンケンゲームを行ったり、お供えものをくじによって配布して盛り上がりました。お供えものが当たった人は良い年が迎えられるとご満悦でした。



西支部



中支部



北支部



南支部



東支部

商工会女性部コーナー

日帰り研修に行ってきました

日 時 平成21年11月11日(水)

場 所 静岡県浜松市

女性部員の見聞を広めるため、春華堂のうなぎパイ工場見学・浜松モザイクカルチャー世界博2009・道の駅潮見坂に行ってきました。

あいにくの天候でしたが、参加された25名の皆さんは、雨にも負けず、終始なごやかで、とても有意義な一日を過ごすことができました。



街頭交通安全キャンペーン活動報告

日 時 平成21年12月4日(金)

午後3時～

場 所 めっくんはうす前の国道

昨年同様にめっくんはうす前国道のゼブラゾーンで田原警察署のご協力を頂き、常任委員さんが停車した運転手に啓蒙品を配布しながら交通安全(飲酒運転撲滅)を呼びかけました。



工業部会・商業部会 合同視察研修会

去る11月2～3日(水～木)に工業部会と商業部会が合同で東京ビッグサイトの中小企業総合展及び築地市場へ視察に行ってきました。

東京ビッグサイトでは経営革新に積極的に取り組む中小企業が販路開拓等を行うため新製品等の展示や紹介をして、ビジネスチャンスのある場となっており、部会員も刺激を受け経営革新を前向きに考える場になったと思います。

又、築地市場は日本最大の魚市場であり敷地も広く、隣接して場外市場と呼ばれる商店街が並んでいて活気に満ちていました。



工業部会からのお知らせ

工業部会では各種資格取得講習会を行っています。
来年度も土木・建築等資格取得講習会を実施する予定ですので
ご希望の方はご連絡下さい。
尚、参加人数が定数に達しない場合は中止になりますのでご了承
下さい。



ITなんでも相談会開催!(無料)

情報処理技術の専門家を招いてHP・業務システム・会計税務等の個別相談を行います。
パソコンに関わることならなんでも相談下さい。専門家とのマンツーマンでの相談となります。
わかりやすく丁寧に問題を解決していきたいと考えております。
参加を希望される方は商工会までご一報ください。

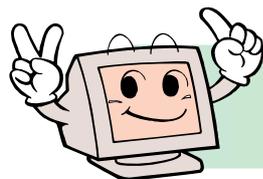
日 時 平成22年2月3日(水)
時 間 午前10時～午後4時

日程は参加される会員様の都合により変更する場合がございます。



事例

お店のパソコン用・携帯用ホームページの作成
インターネットショッピングのアクセス解析
給与計算ソフト・会計ソフトの導入(弥生)
POSレジの導入 エクセルでの表計算システムの考案



この他に初心者の方にパソコン操作相談等も行います。
お気軽にお電話下さい(TEL22-6666(代))。

11～12月新規加入会員のご紹介

事業所名	事業主名	地区(班別)	業種
(有) 伊藤種苗	伊藤勝夫	神戸・大草地区(富田班)	小売業
(有) ティーズ	大羽利也	神戸・大草地区(丸山班)	飲食業

改正労働基準法が施行されます。(平成22年4月1日からスタート)

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「改正労働基準法」が、平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。

改正の主なポイントは次のとおりです。

【ポイント1】

1か月60時間を超える時間外労働については法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。(中小企業は、当分の間、適用が猶予)事業場で労使協定すれば、上記引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。

【ポイント2】

割増賃金引上げなどの努力義務が課せられます。(企業規模にかかわらず、適用されます。)特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること、その割増賃金率は25%を超える率とするように努めることとなります。また、時間外労働をできる限り短くするよう努めることが必要となります。

【ポイント3】

事業場で労使協定すれば、年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。(企業規模にかかわらず適用されます。)

育児・介護休業法が改正されます

1 子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働(残業)の免除の義務化

現 行

3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度・所定外労働(残業)免除制度などから1つ選択して制度を設けることが事業主の義務

改 正 後

3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日6時間)を設けることが事業主の義務になります。3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されます。

- 1 短時間勤務制度については、少なくとも「1日6時間」の短時間勤務制度を設けることを義務とする予定ですが、その他にいくつかの短時間勤務のコースを設けることも可能です。
- 2 雇用期間が1年未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

2 子の看護休暇制度の拡充

現 行

病気・けがをした小学校就学前の子の看護のための休暇を労働者1人あたり年5日取得可能

改 正 後

休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

ご不明な点は豊橋労働基準監督署にお問合せ下さい。 TEL:0532-54-1192

確定申告はお早めに！

税務署

3月15日(月)までに 確定申告を

お忘れなく!

*国税の納期限は
申告期限と同じ日です。

所得税 2月16日(火)～3月15日(月)まで

贈与税 2月1日(月)～3月15日(月)まで

**消費税及び
地方消費税** 1月1日(金)～3月31日(水)まで

振替納付日 申告所得税 4月22日(木)
消費税及び地方消費税 4月27日(火)

e-Taxならこんなにいいこと。

- 1 国税庁ホームページから電子申告
- 2 最高5,000円の税額控除
- 3 添付書類の提出省略
- 4 還付金がスピーディー



www.nta.go.jp

確定申告

検索

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

お店紹介コーナー

『ちっぷとつぷ』

場 所 田原町南新地(田原ショッピングパオ2F)
 T E L 23 - 0833
 定 休 日 水曜日(パオの公休日)
 営業時間 10:00~19:00
 ホームページ <http://www15.ocn.ne.jp/~tiptop-0/>

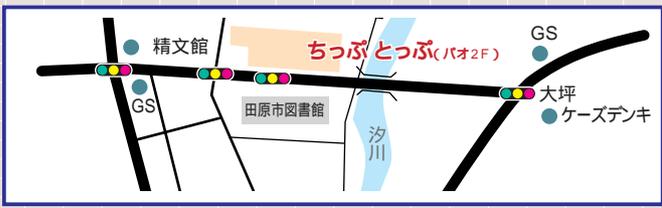


親子でコーディネート！？

1985年に7坪で子供服のセレクトショップとしてスタートしました。現在はベビーから170cmジュニアサイズまでのコドモ服と年齢にこだわらず着られるオトナ服が加わり親子でコーディネートが楽しめる。ノンエイジセレクトショップです。

1月末からは春の卒業・新入学に向けてオリジナリティのあるフォーマルコレクションを豊富に取り揃えてお待ちしております。

- コドモ服 あちゃちゅむ ブロック NYmassege ニードルワーク BNT Oil 他
- オトナ服 メルベイクアッシュ パドカレ プルドゥ コムサデモード ao マゼンタ 他



アットホームなサロンで 心から癒しのひとときを♪

感謝の気持ちを忘れず、多くのお客様の"キレイ"をお手伝いさせていただきます。

地元密着型の美容院&エステでアットホームなお店を目指しています。キッズルームもあり、お子様連れのお母さんも安心して通って頂いています。

エステサロン ラ・フレイズは、脱毛・ダイエット・美顔と大手エステサロン同様のメニューを取りそろえており、価格はとてもしリーズナブル。2人に1人が紹介という口コミでたくさんのお客様に通って頂いています。



『美容室 Ca・Sha アリット エステサロン La Fraise』

Ca・sha/ari・t
 T E L 0531-22-5425 / 0531-27-6354
 定 休 日 月曜日・第2火曜日
 営業時間 9:00~19:00
 (カラーパーマは17:00迄、カットは18:00迄)

La・Fraise
 T E L 0531-22-5185(完全予約制)
 定 休 日 日曜・第2、第4月曜日
 営業時間 10:00~20:00



お店紹介 コーナーの 掲載募集

“お店紹介コーナー”では、紹介して欲しいお店を募集しています。「新しくしたお店」、「あのお店は素晴らしいから皆様に知って欲しい」等自薦他薦は問いませんので、広報委員又は商工会までご連絡下さい。
 ご連絡頂いたお店(商工会員に限る)を委員会にて検討の上、取材にお伺いし“商工会だより”に順次掲載いたします。

この広報誌は、再生紙を使用しています。